

京都大学大学院経済学研究科再生可能エネルギー経済学講座
2016年度第2回シンポジウム「欧州の電力システム改革と再生可能エネルギー」

2月8日(水) 10:00～17:30
京都大学吉田キャンパス 法経本館3F 法経二番教室

再生可能エネルギーの社会的受容性 ～風力騒音問題から見えてくる地域合意

京都大学大学院経済学研究科
再生可能エネルギー経済学講座
特定助教 尾形清一

○

* 当日の発表内容は、この資料の内容と一部異なる場合もありますが、ご了承ください。

なぜ、再エネの社会受容性を考えるのか？

①社会受容性(Social Acceptance)とは？

- ・ <技術>が社会に受入られるかどうかについての諸条件
- ・ 社会にとってより良い技術導入の条件を考察する。

既往研究の対象) 原子力、廃棄物処分場、再エネ、水素インフラ、CCS etc

学際的研究分野) 経済学・政治学・社会学・社会心理学・社会工学etc

研究手法) 意識調査(アンケート)、フィールド実験、ステークホルダー分析・制度分析

研究成果の展開) リスクコミュニケーション、環境アセスメント、技術導入ガイドライン

②なぜ、再エネの社会受容性を考えるのか？

⇒再エネ大量導入に向けた社会課題(立地地域)の解決

⇒日本の風力導入量の「低さ」という政治経済の社会構造と
いう複合構造に関心がある

再エネの社会受容性研究の展開



The International Energy Agency
Implementing Agreement for Co-operation in the Research,
Development, and Deployment of Wind Energy Systems



Task 28, Social Acceptance of Wind Energy Projects

Elements of Social Acceptance

Well-being

- Standard of living
- Quality of life
- Health, lights, noise & shadow flicker
- Valuation of ecosystems

Policy & Strategies

- National framework incentive programs
- Spatial planning
- Local implementation policy

Procedural design

- Regulatory requirements
- Fair and transparent processes
- The role of public engagement
- Provisions for cultural history / local context

Distributional justice

- Ownership models
- Regional welfare
- Creation of win-win-situations

Implementation strategies

- Visualization
- Social marketing / communication
- Checklists / guidelines
- Practical application of scientific results

社会的受容性の3領域

- ▶ 再エネの社会的受容性の3領域がある。
- ▶ 「community」 ⇒ 立地地域からの受容性
- ▶ 「socio-political」 ⇒ 政治(政策担当者)から受容性
- ▶ 「market」 ⇒ 市場からの受容性

- ▶ 社会受容性研究の焦点は、立地対策(のみ)ではない

- ▶ 出所)Wüstenhagen, R.,“Social acceptance of renewable energy innovation:An introduction to the concept”Energy Policy,Volume 35, Issue 5, May 2007, Pages 2683-2691

再生エネ政策の制度設計と総合的研究

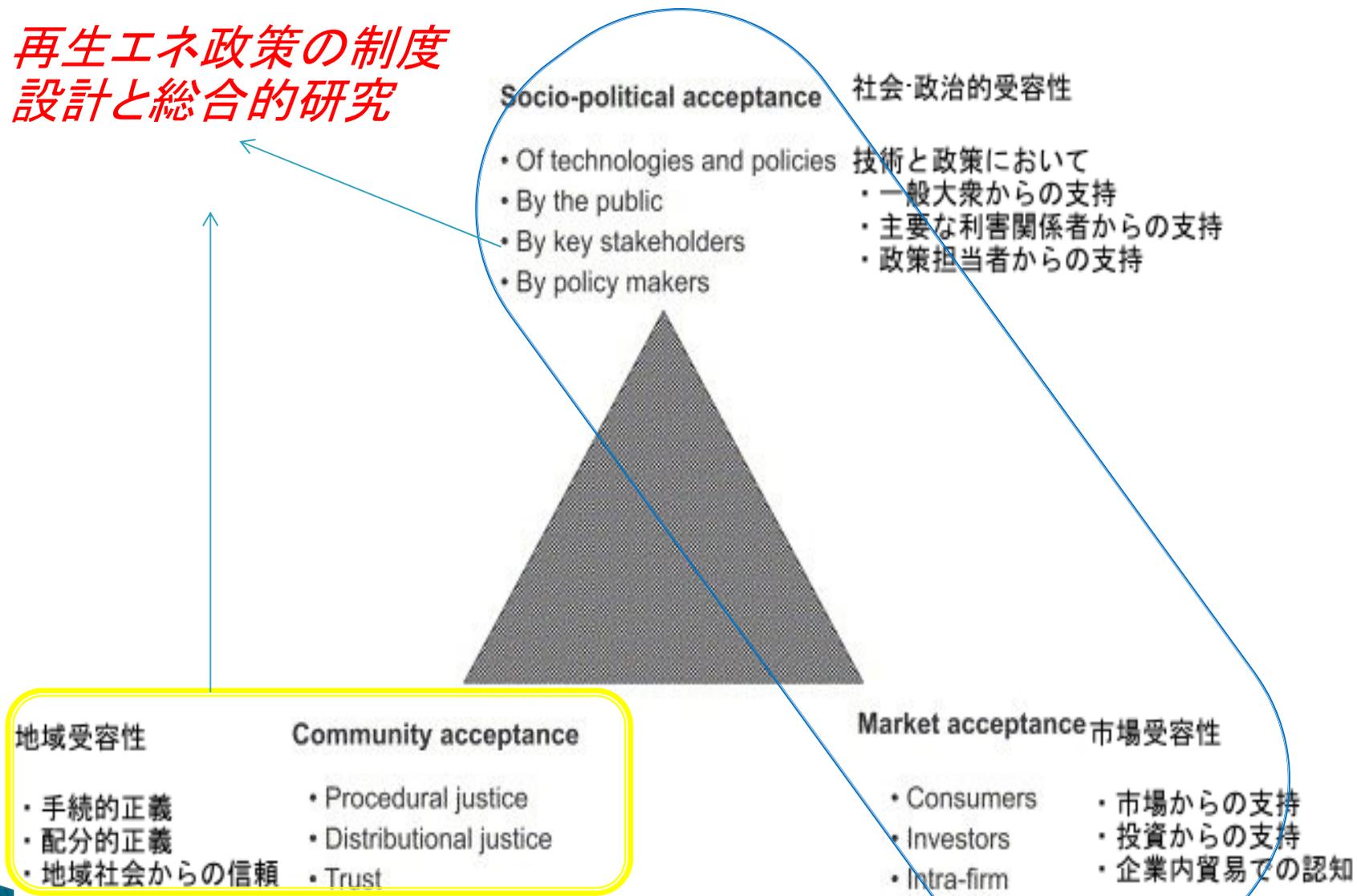


図1 再生可能エネルギーの導入と社会的受容性の三領域
 Wüstenhagen,R.et.al(2007) 和訳：筆者

出所)Wüstenhagen, R., "Social acceptance of renewable energy innovation:An introduction to the concept"Energy Policy, Volume 35, Issue 5, May 2007, pp. 2683-2691

日本における
再エネ(風力)の社会受容性は高い/低いか？

主要国の風力発電の導入状況¹⁾³⁾

	風力発電の導入量		風力発電のシェア	
	累積	新規	電源設備	電力需要
米 国	35.1GW	10.0GW/年	3%	2%
中 国	25.8GW	13.8GW/年	3%	1%
E U	74.8GW	10.2GW/年	15%	5%
ドイツ	25.8GW	1.9GW/年	23%	7%
スペイン	19.1GW	2.5GW/年	23%	15%
フランス	4.5GW	1.1GW/年	4%	2%
英 国	4.1GW	1.1GW/年	5%	3%
日 本	2.1GW	0.18GW/年	0.7%	0.37%

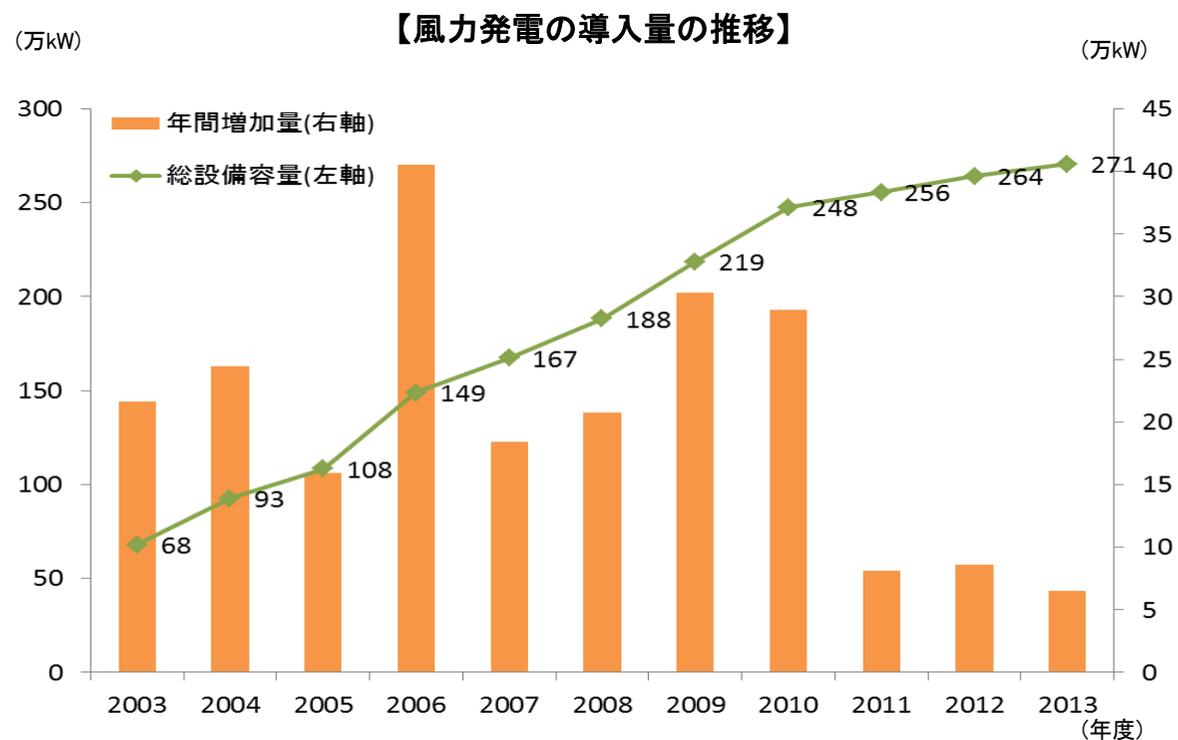
参考文献

- 1) Global Wind 2009 Report, GWEC
- 2) World Market Update 2009, BTM Consult ApS
- 3) IEA WIND ENERGY 2009 ANNUAL REPORT

出所)上田悦紀「世界の風力発電の状況」(日本風力発電協会誌6号)

1. 風力発電のこれまでの導入量

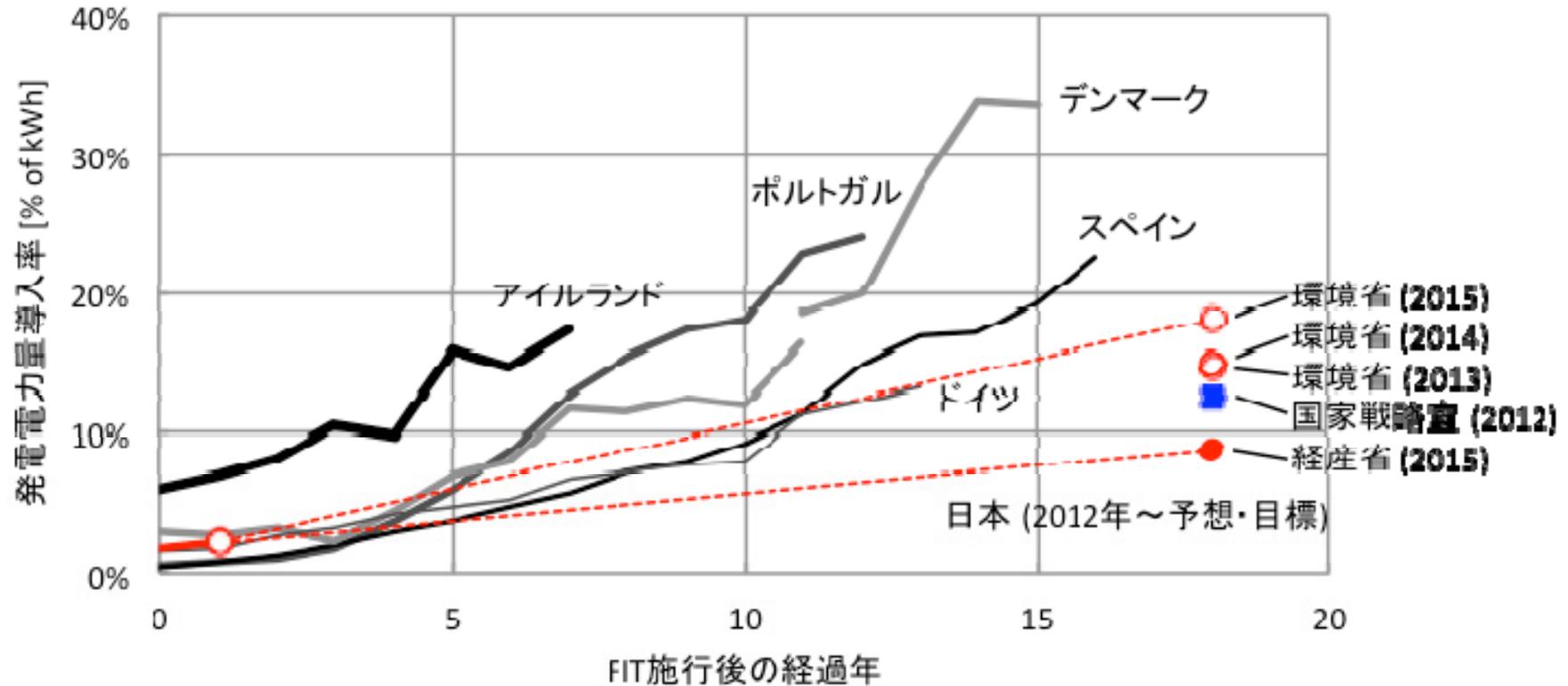
- 風力発電については、1997年度に開始された設備導入支援や2003年度のRPS法の施行以降、導入量が増加してきた。固定価格買取制度が2012年から導入されたが、大規模案件は買取制度と同時期に導入された環境アセスメントの影響への対応が必要であることから、風力発電の年間増加量は導入量3GWを前にして低水準で推移している。



(出典: NEDO風力発電設備実績)

日本の風力導入量(目標)の低さ

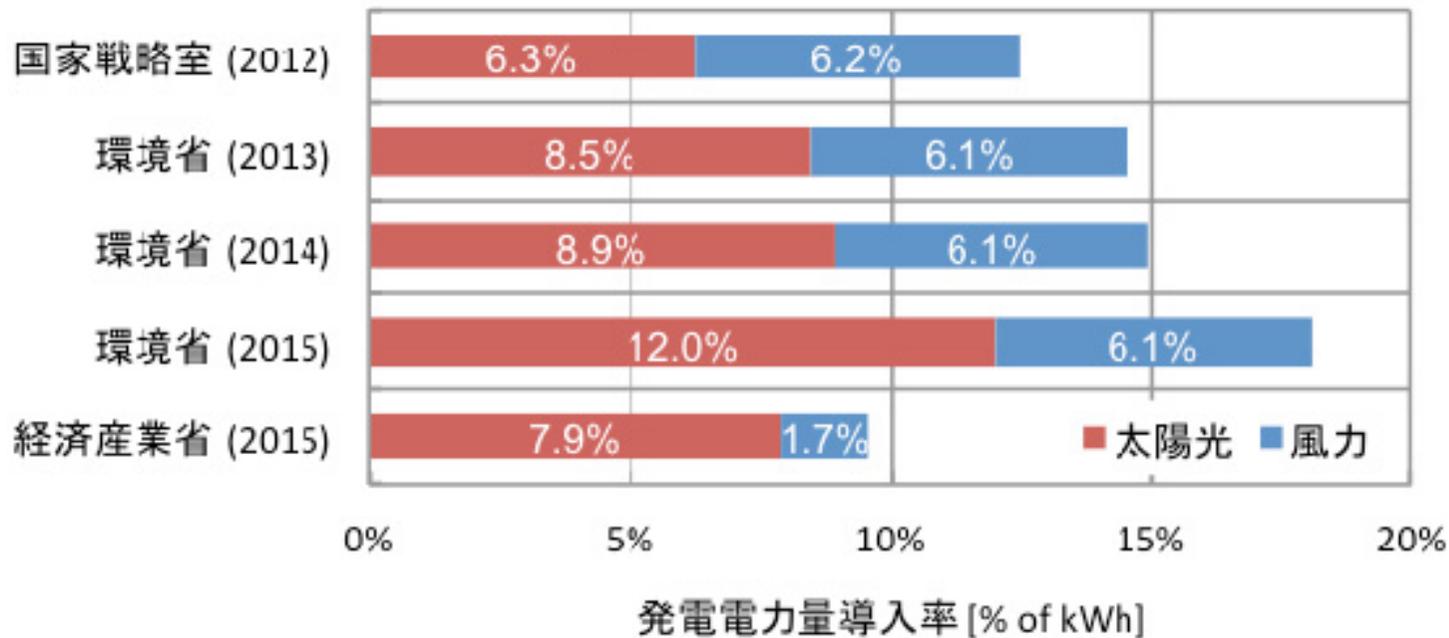
FIT施行後の各国のVRE(風力+太陽光)導入率の推移(日本の目標・予測との比較)



出所) 安田陽「日本に再エネの志はありや？」energy democracy 2015年6月23日

<http://www.energy-democracy.jp/1100>

2030年における日本のVRE(風力+太陽光)導入率の目標・予測値



出所) 安田陽「日本に再エネの志はありや？」energy democracy 2015年6月23日
<http://www.energy-democracy.jp/1100>

風力エネルギーのNIMBYと社会紛争

- ▶ 生態リスク → バードストライク
- ▶ 健康影響問題 → 騒音(低周波音?)・シャドーフリッカー
- ▶ 風車景観 → 風車眺望と地域合意



組織化する風車反対運動

国際的な風力反対組織としては、National Wind Watch < <https://www.wind-watch.org/> > (2012年12月現在)。

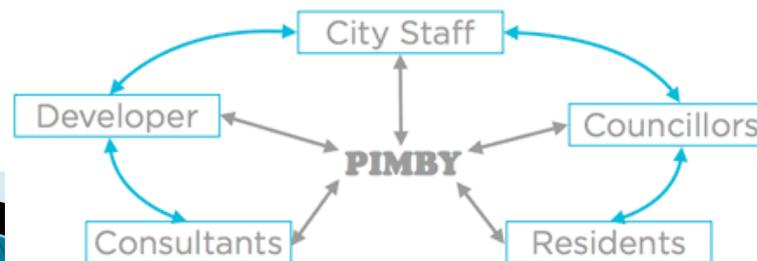
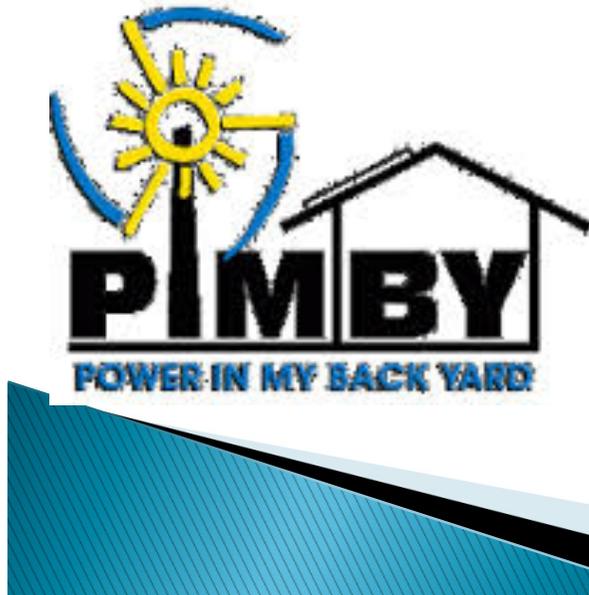


風力施設は NIMBY or PIMBY ?

- ▶ 風車への反対は、NIMBYであるという説明では不十分
NIMBYに対してPIMBY (Please In My Backyard)という議論

風力発電事業は嫌悪施設と異なり、地域に経済的利益をもたらすため地域住民に受け入れられている事例も多いことが挙げられる。また、居住者のうち66%が自宅に近い場所への風車建設を喜んで受け入れているという調査結果もある。もある。

- ・Sowers, J.(2006)“Fields of Opportunity: Wind Machines Return to the Plains” ,Great Plains Quarterly26(2),99-112.
- ・Krohn, S., S.Damborg(1999)“On Public Attitudes Towards Wind Power” Renewable Energy, Volume 16, Number 1, 4 January, pp. 954-960.



陸上風力の受容性の乖離

- ▶ イギリスでは意識調査によって86%の国民が好意的であるという結果が得られたにも関わらず、陸上風力の事業計画は25%程度しか実施されていないことが政策課題となっていた(Toke, 2002)。
- ▶ 実際に風力発電が建設されると立地地域から支持が低くなることや、欧州の風力プロジェクトの50%が市民の反対で中止している等の問題も指摘されてきた(Gipe, 1995)。
- ▶ 風力では、このような一般受容性と地域受容性に差が発生する現象が顕著である。

- ▶ 風力批判の実態を解析した先行研究の成果の紹介

風力批判(反対)≡開発プロセス批判

- ▶ という仮説も有力

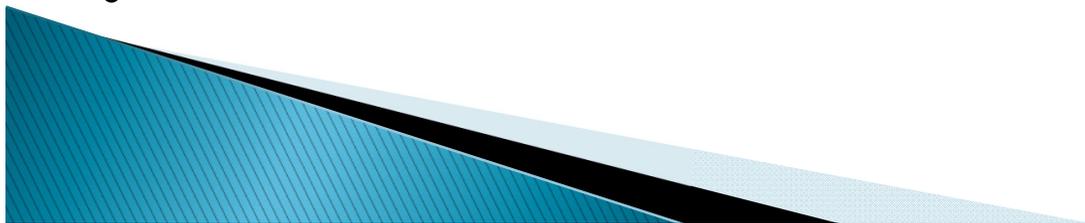
風力批判≒開発プロセスへの批判①

- ▶ 風力批判の特徴として
- ▶ 陸上風力の紛争に関しては、風力発電への批判というより「開発における民主的続きの欠如」や「利害関係者間での集合行為のジレンマ」等の複合的所産であり、風力事業の導入プロセスに対する問題が指摘されている
- ▶ Bella, De., et.al,(2005) “The Social Gap in Wind Farm Siting Decisions: Explanations and Policy Responses” Environmental Politics, Volume 14, Issue 4, pp460-477.

風力批判が地域社会で発生する要因は未知数な部分がある。

ただし、開発プロセスの問題等がトリガーとなっているケースもある

。



風力批判≡開発プロセスへの批判②

- ▶ Jobert et al.(2007)は、風力開発プロセスの分析から外部の事業者等が利益追求のみに関心を持ち、地域の発展には関心がないと住民から認識されると住民からの信頼は喪失しプロジェクトへの反対が強まると指摘している。
 - ▶ Jobert,A.et.al, (2007) “Local acceptance of wind energy: Factors of success identified in French and German case studies”,Energy Policy,Volume 35, Issue 5, May, pp. 2751-2760.
- ▶ 「環境問題」を建前とした私的利益・開発行為に対する反発
- ▶ 社会的受容性研究からの社会的解決策の指針
 - ①配分的正義→(地域への)利益分配に関する議論
 - ②手続的公正→上記を含めた手続やプロセスの議論

風車騒音と物理的要因

- ▶ 風車騒音には、ブレード(風車の羽)の回転によって発生する「**風切り音**」と、ナセル(発電機・増速機・冷却用の送風機が格納している部分)から発生する「**機械音**」に大別できる。
- ▶ これらの風車騒音に対して、「風切り音」対策が施されているブレードや「機械音」対策として無ギア構造の風車等の技術的な対策も進んでいる。
- ▶ また、近年では、**非可聴周波数帯の音(超低周波音)**が、人体に対して、めまい、立ち眩み、頭痛、耳鳴り、睡眠障害等の症状を生じさせるという報告がある。
- ▶ **振幅変調音**という周期的に変動する音が、人間の不快感に影響があるという研究もある。
- ▶ **これらは、風車騒音苦情の発現に関する物理的要因である。**

騒音問題と風車症候群？

- ▶ 「Wind Turbine Syndrome(風車症候群)」として訴える医師も存在する。
- ▶ Pierpont, N.(2009)Wind Turbine Syndrome: A Report on a Natural Experiment, K-Selected Books.
- ▶ 一方で、この風車症候群と呼ばれる症状と風車との因果関係を確認できないとする報告書等も各国の研究機関等で作成されている。
- ▶ 環境省(2011)「風力発電施設の騒音・低周波音に関する検討調査業務報告書」 環境省(水・大気環境局)
<<http://www.env.go.jp/air/report/h24-01/index.html>>

風車騒音苦情の実態(国内)

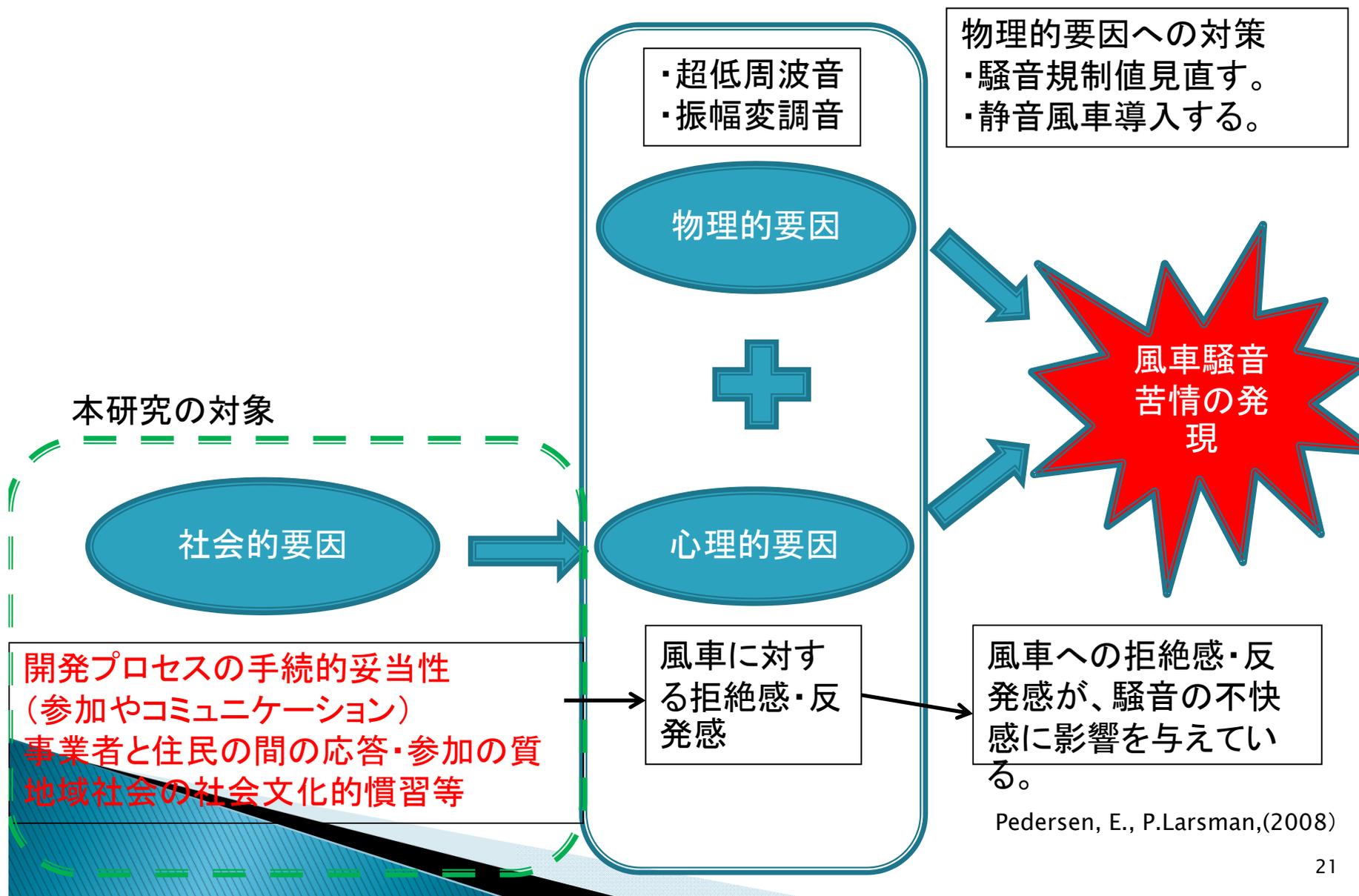
- ▶ 環境省が2010年に実施した「風力発電施設に係る騒音・低周波音の実態把握調査」では、

- ▶ 389箇所の風力発電所中

苦情が継続中	→ 25箇所(6%)
苦情が有ったが終結	→ 39箇所(10%)
苦情が無し施設	→ 325箇所(84%)

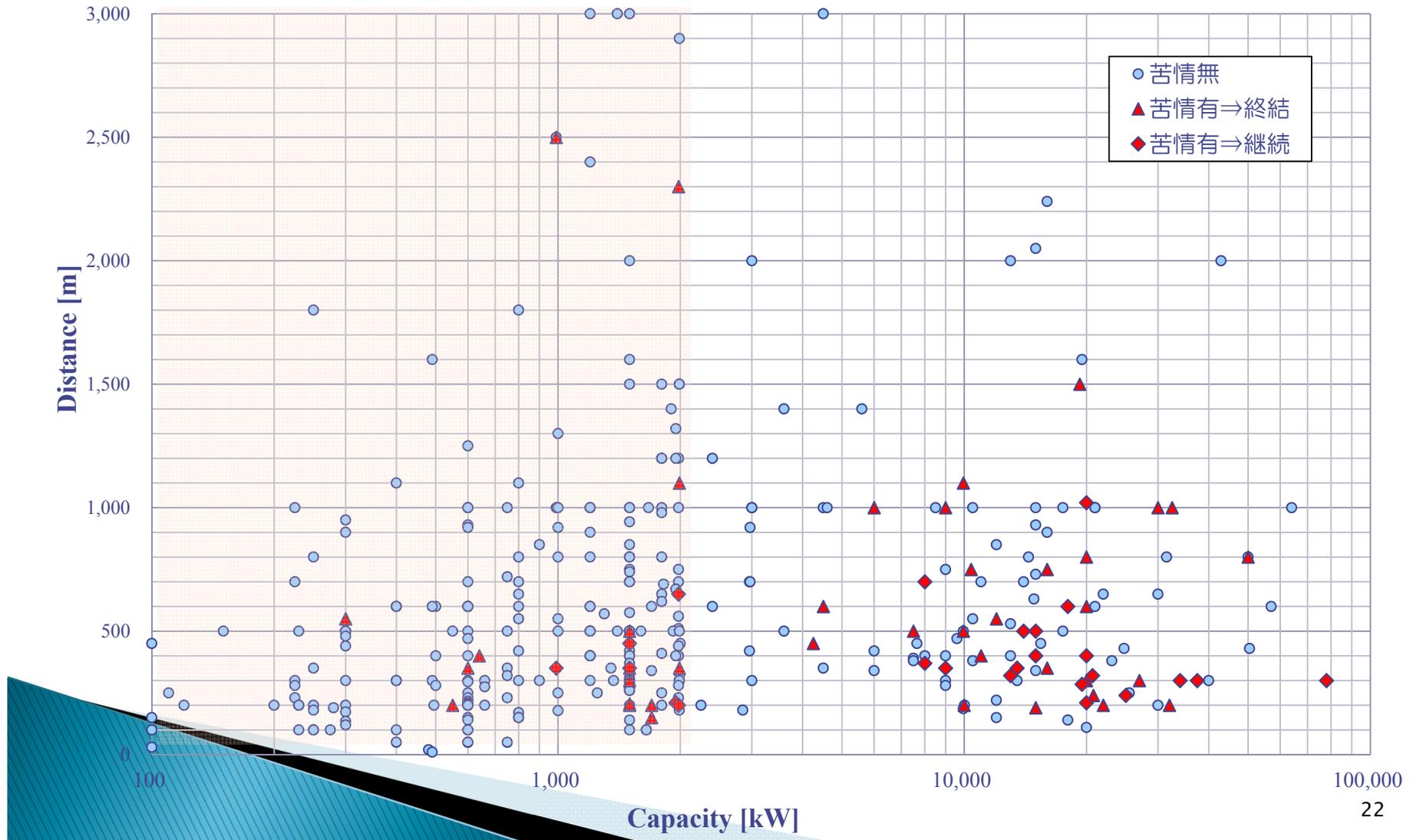
*風車騒音は環境基本法に定められた「騒音に係る環境基準」を満たしている場所でも発生している。

風車騒音苦情の物理的要因と社会的要因のイメージ



風車苦情発現と分布①

Plot of Capacity, Distance, and complaints(red dot)((n=389)



風車苦情発現と分布②

風車騒音苦情の発現と「物理的要因」以外の影響。

環境省アンケート分析の結果

距離と「苦情の有無」との間には有意な相関は存在しなかった。

苦情の有無を目的変数とする回帰分析では、距離および規模の影響力は2割程度であり、(環境省の)調査項目以外に主要な要因が存在すると推定される¹⁾。

1) 丸山康司(2012b)「風力発電の社会受容性の課題と解決策」『風力エネルギー』36(2), pp169-173.

風車騒音の社会心理的要因

- ▶ 風車に対する視覚的態度が騒音の不快感に影響を与えているとする結果がある。（風車騒音に対する社会心理学的アプローチ）

風車騒音の不快感に関する質問紙調査から、物理的な音の大きさよりも、風車に対する視覚的態度が騒音の不快感に影響を与えているとする結果を示している。

- ▶ Pedersen, E., P.Larsman,(2008)“The impact of visual factors on noise annoyance among people living in the vicinity of wind turbines” Journal of Environmental Psychology ,Volume 28, Issue 4, December 2008, pp. 379-389.

M市のウィンドファーム

M市では、民間事業者が事業主体となって2500kw風車 (General Electrics社製) を15基からなるウィンドファームが2000年代後半に建設された。



風力事業に関わる環境規制

- ▶ 風力事業が環境アセスの対象となったのは、改正環境影響評価法(2013年4月)であるが、それ以前は、NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)が定めた「風力発電導入ガイドブック」や「風力発電のための環境影響評価マニュアル」に従って周辺影響等について調査と対策が実施されている。
- ▶ この理由としては、NEDOが実施した風力等に対する設置補助事業「新エネルギー等事業者支援対策事業等」(1995年～2009年)が実施されていた期間、ほとんどの風力事業者はこの設置補助を申請している。そして、NEDOは設置補助事業の申請にあたり、上記のガイドブックやマニュアルに従った影響調査を補助要件として定めていたことから、2013年4月、以前においても実質的な意味での風力事業に対する環境規制が実施されてきた。

M市の風車騒音事例

- ▶ M市では2000年代後半に県の環境影響評価条例に基づき、風力発電に対する環境アセスメントが実施されたが騒音苦情問題が現在も継続している。
- ▶ この環境アセスメントでは、騒音評価の方法に関してNEDOの「風力発電導入ガイドブック」に基づき実施され、住宅地周辺等の予測地点4箇所ではB類型の騒音基準値内にある結果が得られた。
- ▶ しかしながら、この予測地点の近傍にあるN町内会の住民宅等から営業運転開始後、騒音苦情が発生している。
- ▶ この予測地点の風車建設前の現況等価騒音レベル(実測値)と風車設置による騒音レベル(予測値)による合成騒音レベルは、昼間(6～22時)50デシベルと夜間(22時～6時)42デシベルという結果が得られており、B類型基準値(昼間55デシベル・夜間45デシベル)を満たしている。

N地区
騒音苦情有リエリア

合成結果
昼間50dB
夜間43dB

合成結果
昼間42dB
夜間41dB

合成結果
昼間44dB
夜間44dB

A地区S集落
に対して、計
画段階で騒
音影響に配
慮(応答)し事
業計画を変
更する。

合成結果
昼間45dB
夜間43dB

A地区
騒音苦情は顕在化せず

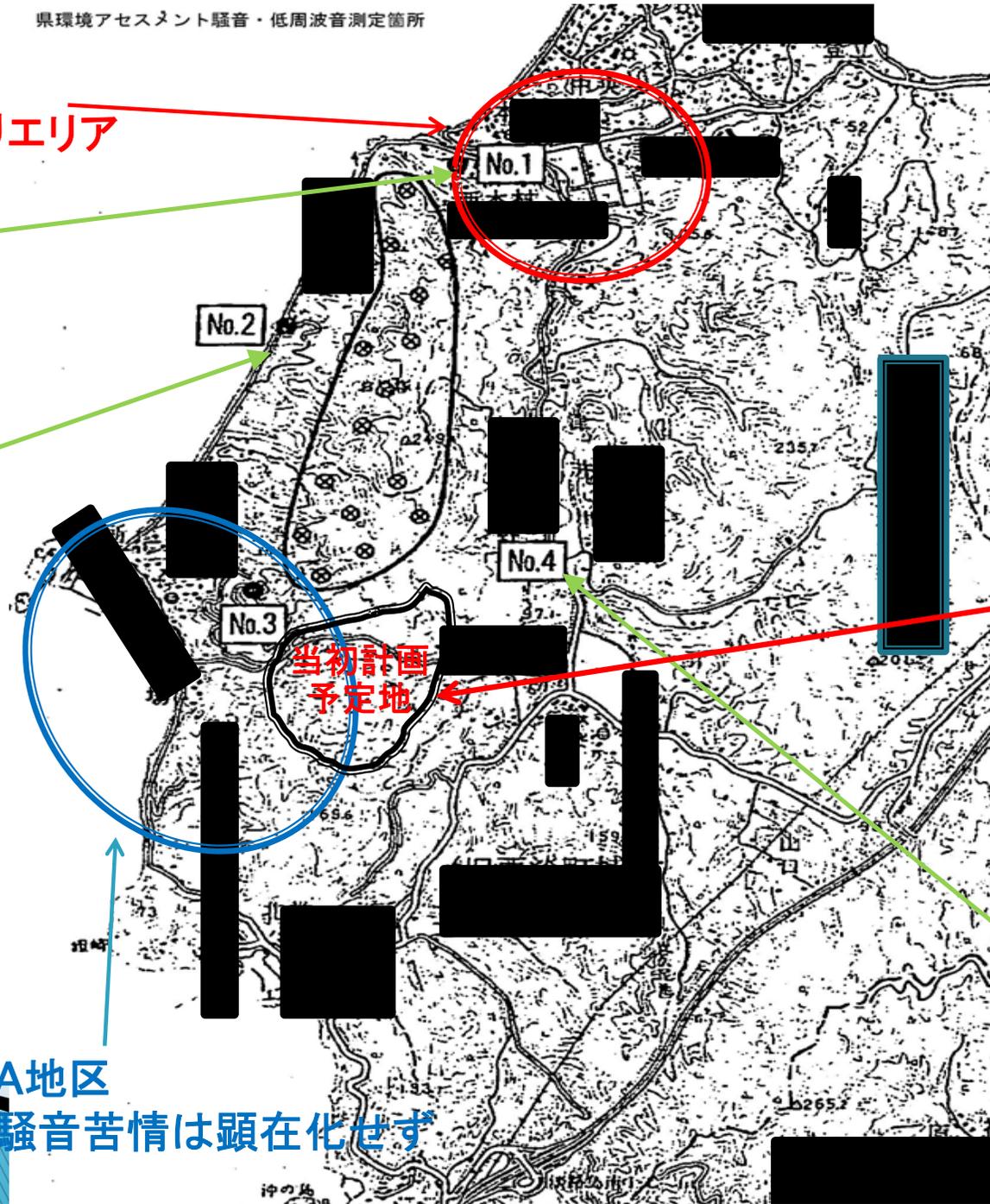


表 6-1-4 騒音予測結果

騒音苦情発生 N地区

単位: dB

予測地点	時間区分	現地 調査結果 (L_{Acq})	風車 予測結果 (L_{Acq})	合成結果 (L_{Acq})	環境基準	
					基準値	区分
No. 1 [Redacted]	昼間(6~22時)	50	37	50	55	B類型
	夜間(22~6時)	42	37	43	45	
No. 2 [Redacted]	昼間(6~22時)	39	39	42	55	B類型
	夜間(22~6時)	36	39	41	45	
No. 3 [Redacted]	昼間(6~22時)	42	40	44	55	B類型
	夜間(22~6時)	42	40	44	45	
No. 4 [Redacted]	昼間(6~22時)	45	34	45	55	B類型
	夜間(22~6時)	42	34	43	45	

騒音苦情発生 N地区

表 6-2-4 低周波音予測結果

単位: dB

予測地点	現地調査結果 (G 特性 L_{eq})	風車予測結果 (G 特性 L_{eq})	合成結果 (G 特性 L_{eq})	心身に係る苦情 に関する参照値 (G 特性)
No. 1 [██████████]	53~71	39	53~71	92
No. 2 [██████████]	54~70	41	54~70	
No. 3 [██████████]	59~88	41	59~88	
No. 4 [██████████]	53~79	38	53~79	

注) 現地調査結果: 最小~最大を示す。

合成結果: 現地調査結果と風車予測結果の合成値の最小~最大を示す。

心身に係る苦情に関する参照値: 「低周波音問題対応の手引書」

(平成 16 年 6 月 環境省) による。

N地区・A地区の利害関係者へのヒアリング

- ▶ M市・風力事業のN地区とA地区の利害関係者に対して聞きとり調査を実施した。
- ▶ 調査期間は、2011年－2013年の間に現地で実施している。
- ▶ 対象となる利害関係者は、文献調査やインターネット上の情報及び事前の電話取材などによって確定した。
- ▶ 主要な調査対象は、
 - ①風力事業者(地元担当)
 - ②N地区住民A(環境活動家・風力事業へ反対、
 - ③N地区住民B(騒音苦情の当事者の世帯)
 - ④現市議会議員(風力事業に反対)、
 - ⑤A地区住民C(元A地区区長・元町議会議員・風力事業に同意)
 - ⑤A地区住民D、
 - ⑥M市行政職員(騒音苦情の対応)
 - ⑦M市在住のコンサルタント(事業計画時、A地区との交渉を担当)

M市のウィンドファーム

M市では、民間事業者が事業主体となって2500kw風車 (General Electrics社製) を15基からなるウィンドファームが2000年代後半に建設された。



N地区（苦情有り）とA地区（苦情無し）の対比

事業者と地区との関係	内容	N地区 （騒音苦情あり）	A地区 （騒音苦情なし）
コミュニケーションの質	説明会の数	月に2回程度	週4日（最大で3ヶ月間）
	地区交渉	無し	有り
計画段階環境配慮	計画変更	無し	有り （S集落に環境配慮による計画変更）
公害防止協定		無し	有り

A地区（騒音苦情無し地区）

- ▶ M市A地区では、事業計画段階で地区代表等が事業者との交渉に参加し、事業計画を変更した。
- ▶ 特に風車から300m程度になるS集落への騒音を低減するために、同集落近傍の区域を対象事業実施区域から除く決定を事業者が行ったことが騒音防止において重要であった。
- ▶ そして、このような事業計画の変更に加えて、事業者とA地区では公害防止協定が締結された。
- ▶ この公害防止協定は、風車から発生した悪影響に対して事業者が責任をもって対応する事が記載された契約書である。
- ▶ 事業者がA地区住民の要請に「応答」して騒音対応が実施される。

A地区の社会特性

- ▶ A地区の社会特性について補足すると、A地区は漁港町で開発事業者等に対して漁業補償などの交渉を地域社会として実施してきた歴史的経験がある。
- ▶ このような経験が、風力事業者との交渉（事業計画変更と公害防止協定の締結）において発揮されたと考えられる。
- ▶ A地区と事業者のコミュニケーションによって計画段階での環境配慮が機能した。

N地区（騒音苦情あり地区）

- ▶ 他方で、M市N地区（約50世帯）では、営業運転開始後、騒音苦情が問題化してきた。N地区の一部は、風車からの距離が300m～500mの範囲に住民居住している。

▶ N地区において、事業計画段階において事業者との交渉や地域住民の参加や情報提供は、極めて少なかった。

- ▶ 事業者記録では、N地区に対する住民説明会は数回開催されている。（A地区に対する説明会回数とは明らかに差がある。）
- ▶ N地区住民の中には説明会の開催を認知していない住民も多数おり、工事が開始されるまで、裏山に風力発電所が建設されることを知らなかった住民もいた。
- ▶ N地区では、A地区のような騒音低減を目的とした事業計画の変更がなされなかった。

N地区(騒音苦情あり地区)

- ▶ N地区で騒音苦情を強く訴えているB氏宅(風車からの距離300m程度)でヒアリングを実施
- ▶ B氏は、風車騒音による不眠やめまい等の症状を緩和するために、事業者に対して風車(1基)を停止するよう訴えている。
- ▶ しかし、事業者は、不眠やめまい等の症状と風車との因果関係を否定し、現在では、**騒音対策は実施されていない**。
- ▶ 事業者は、遮光カーテンを設置するなどの事後対策を実施している。
- ▶ B氏宅は、この騒音(実測)計測地点の近傍に住んでおり、騒音それ事態は法律が定める基準内にあることが概ね推定できる。

N地区の社会特性

- ①N地区は、元々、騒音を伴う産業が集積していた地域。
- ②N地区は、工場の産業騒音で、近隣トラブルもよくあった。
- ③N地区には騒音対策における地区独自ルールがある。
 - 工場を設置時に供託金制度を活用する。
 - 問題が発生したら供託金で対応する。
- ④風力事業者の騒音対応はN地区における既存の騒音対応に比べても、不十分である。と認識している。

N地区における騒音問題と社会

- ▶ 騒音苦情申し立て者・B氏のライフヒストリー
- ▶ →N地区のB氏は、元工場長で、工場騒音問題に苦慮した経験が有る。
- ▶ * 工場がドイツ製品だったこともあり、ドイツ製の風車であれば、もっと、騒音対策ができるはずという主張を持っている。
- ▶ B氏は、自らの騒音苦情対応の経験から考えても、風力事業者の騒音対応が甘いと考えている。
- ▶ このようなことは、被害感情に影響を与えている可能性もある。

N地区の社会特性

- ▶ N地区において「A地区では公害防止協定が締結しているのに、N地区には協定が無い」という不公平感と不信感を増長させている。
- ▶ また、ある住民の話では「事業者がA地区を優遇し、N地区を冷遇している！」とか、
- ▶ 事業者は「M市長とA地区住民代表等と癒着している！」という邪推すら生み出している。
- ▶ この住民の話の真偽は不明だが、N地区住民が、事業者や風力事業に対する反発を強固した要因であると考えられる。

事業者がA地区に対して実施した計画段階の環境配慮という応答プロセスの不在が、N地区では不公平感や反発感の増長に繋がっている。

N地区の社会特性

- ▶ N地区で公害防止協定等の対策が無い要因
- ▶ N地区が地区単位で事業者と利害調整や協議を実施しできなかった事に起因している。
- ▶ 特にN地区の一部住民が金銭補償を求めて個別交渉を開始したことにより、利害関係を複雑化させ協議を困難にしたことが最大の原因である。
- ▶ N地区は地区として交渉していれば、事後対策や交渉も可能だったといえる。

風車騒音問題と社会的要因

○N地区における騒音苦情の発現は、社会的要因にも影響を受けている。

N地区では、風力開発プロセスに対する不満が蓄積していた。

N地区の社会特性として、実は騒音に対するローカルルールが存在している。

しかしながら、風力事業者の騒音対策は、「このようなローカルルールと比べて問題がある」と認識されている。

特にB氏のライフヒストリー(心理的要因)とN地区の騒音の歴史・風力開発プロセス(社会的要因)に対する問題等が影響している。

(ただし、この事実は、風車騒音の物理的影響が無いことを決定・断定していない。)

風車騒音問題の〈応答責任問題〉

- ▶ M市A地区とN地区の風車騒音苦情の差は、事業者の地区住民に対する「応答」の差に起因している。
- ▶ 例えばA地区では地区住民が騒音問題を指摘し、事業者は申し入れに「応答」して計画変更や公害防止協定の締結等を実施している。
- ▶ この点で、A地区では、住民と事業者との間に「応答」関係が成立している可能性がある。
- ▶ 逆に、N地区では、このような事業者とN地区住民間に、騒音低減などについての「応答」関係は成立していなかった。
- ▶ このような住民に対する事業者の「応答」性の低さが騒音苦情の発端(トリガー)に成っている可能性を指摘できる。

風車騒音問題に対する政策的含意

計画段階での環境配慮は有効である。(A地区事例)

→A地区は、交渉や事業者とのコミュニケーションによって環境配慮を実施できた。

→しかし、N地区のように、交渉や協議から取り残されてしまう地域もある。結果として環境配慮に失敗する。

→N地区の事案のように、全ての地域社会の意見に対して十分配慮できるかが課題。

計画変更以外の風車騒音対策

- ▶ 公害防止協定等の事後対策を想定することは、騒音苦情発生を未然に防いでいる可能性がある。

本報告が含意すること。

- ▶ 風車騒音問題は、物理的要件ではなく、社会的要因にも大きく影響を受ける。
 - 物理的な基準で騒音規制を実施して効果が薄い。
 - 35dB(静か)でも、事業者への反発感が騒音苦情を産みだす。
- ▶ 受容性の向上として、配分的正義(利益)・手続的正義(参加の質)が重要視されてきた。
- ▶ 事業者の応答責任を高める工夫によって、参加の質を代替できる可能性がある。

欧州型(アクセプタンス)から「日本型合意形成」へ “岩戸開き”から考える再エネ普及(地域合意)

- ▶ 日本神話の天の岩戸伝説ですね、アマテラスとスサノオの対立・紛争を神々の知恵で解決するという話です。これは日本型合意形成の、紛争と解決の物語の原型であると思っています。(…中略…)それを八百万(やおよろず)の神々が川原に集まって相談し、オモイカネの神という、提案する神様が提案して、アメノウズメノミコトの笑いを伴った踊りによって、アマテラスを岩戸から引き出すと、こういうことになっているわけです。
- ▶ つまり日本型の紛争というのは、有限な空間、有限な資源・水資源と、それから予想を超える災害リスク、洪水・渇水・台風、地震・津波・噴火、こういった条件がある中で、土地とリスク負担の不均等な配分によって生ずる争い、水争い・土地争いなど、これをどういうふうに解決するかという中での、紛争と解決の物語であるということになるわけです。
- ▶ 八百万の神々が召集されてオモイカネの神がいい提案をする。そしてアメノウズメノミコトの笑いを含む工夫、最後はタヂカラオノミコトの決断によって、天の岩戸を戸隠まで投げ飛ばすと、こういうプロセスになっているわけです。
- ▶ これをわかりやすく言うと、「みんなで話し合い、熟慮した賢明な提案を採択し、笑いを含む工夫を凝らしながら、解決のための決断へと導くプロセス」であるということです。(桑子敏雄(2006)「社会的合意形成と風土の問題」公共研究第3巻第2号, 117頁より抜粋)

2017年現在の日本型再エネ(風力)の地域合意形成の鍵は、アメノウズメノミコト??

▶ ご静聴ありがとうございました。